

議案第18号

みよし市ふるさと会館設置条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和7年3月3日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、指定管理者が定めるふるさと会館の利用料金の上限額を改正するため必要があるからである。

## みよし市ふるさと会館設置条例の一部を改正する条例

みよし市ふるさと会館設置条例（平成5年三好町条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表さつきの間の項及びまつの間の項中「650」を「830」に、「980」を「1,250」に、「1,310」を「1,670」に、「2,500」を「3,200」に改め、同表大慈庵の項中「750」を「570」に、「1,140」を「870」に、「1,520」を「1,170」に、「2,900」を「2,230」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、令和8年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 施行日前に施行日以後の利用の許可を受けた者からは、改正前のみよし市ふるさと会館設置条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該利用に係る改正後のみよし市ふるさと会館設置条例に定める額の範囲内で指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を受けて定める額の利用料金を徴収する。

みよし市ふるさと会館設置条例の一部改正新旧対照表

改正案					現行						
(利用料金)											
第9条 利用者は、利用開始日までに指定管理者が指定する日までに、別表に定める額の範囲内で指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を受けて定める額の利用料金を納付しなければならない。											
2以下 略											
別表（第9条関係）					別表（第9条関係）						
(単位 円)					(単位 円)						
区分	時間	午前	午後	夜間	全日	区分	時間	午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後9時まで				午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで
さつきの間		<u>830</u>	<u>1,250</u>	<u>1,670</u>	<u>3,200</u>	さつきの間		<u>650</u>	<u>980</u>	<u>1,310</u>	<u>2,500</u>
まつの間		<u>830</u>	<u>1,250</u>	<u>1,670</u>	<u>3,200</u>	まつの間		<u>650</u>	<u>980</u>	<u>1,310</u>	<u>2,500</u>
大慈庵		<u>570</u>	<u>870</u>	<u>1,170</u>	<u>2,230</u>	大慈庵		<u>750</u>	<u>1,140</u>	<u>1,520</u>	<u>2,900</u>
栄松軒		830	1,260	1,680	3,200	栄松軒		830	1,260	1,680	3,200
備考 略					備考 略						